

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

緊急的に講ずる対策

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
 - ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷等がある事案等）をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
 - ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
 - ③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
 - ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
 - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
 - ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
 - ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定

- 「児童相談所強化プラン」(2016年度から2019年度まで)を前倒して見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

児童虐待防止対策のための総合対策

1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化

- 児童相談所における専門性強化の取組促進
- より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進
 - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
 - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。
- 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- 適切な一時保護の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
- 子どもの権利擁護の仕組みの構築
- 児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

2 児童虐待の早期発見・早期対応

- 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
 - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- 支援を必要とする妊婦への支援の強化
- 相談窓口の設置促進等
 - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- 相談窓口等の周知・啓発の推進等
 - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル(189)をネット等も活用して周知。
- 在宅支援サービスの充実
 - ・孤立した育児によって虐待につながらないよう、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。
- 障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- 児童虐待に関する研修の充実
- 非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。
- ICTの活用による情報共有の手法の効率化

4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化

- 児童相談所と警察の連携の強化
 - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。
- 協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進
- 医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- 医療機関における児童虐待対応体制の整備
- 生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

5 適切な司法関与の実施

- 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
 - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
 - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第28条措置)や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化

- 都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
 - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。
- 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

I 児童相談所の体制強化

1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン（2016年度～2019年度）：550人程度の増

(1) 業務量に応じた配置の見直し

※ 2017年度配置実績：3,253人

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。

児童福祉司は虐待相談以外の相談ケースも担当しているため、1人当たり虐待相談約50ケース相当の業務量となっている

非行等の相談：
約10ケース相当

虐待相談：
約40ケース相当

40
ケース
相当

非行等の相談
虐待相談

児童福祉司1人当たりの業務量を虐待相談以外の相談も含め、虐待相談約40ケース相当の業務量となるよう見直し

- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

- 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。

2 児童心理司、保健師、弁護士について

- ・児童心理司：上記児童福祉司の増員に合わせた配置
- ・保健師：各児童相談所一人を配置
- ・弁護士：児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化

3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

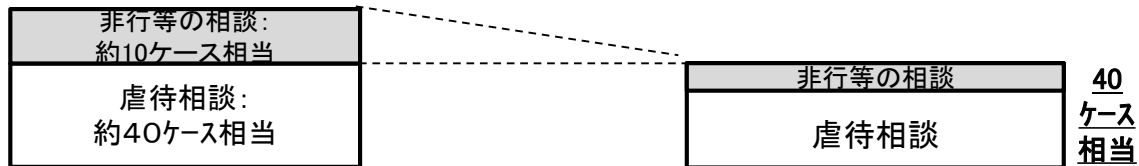
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント < 児童福祉司の増員について >

① 児童福祉司一人当たり業務量に応じた、人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談件数＋非行等の相談件数が虐待相談50ケース相当となっている

虐待相談件数＋非行等の相談件数が虐待相談40ケース相当となるよう設定



② 地域の相談体制の強化のため、児童福祉司の追加配置

里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を追加配置。

